

「金融・資本市場に関する政策懇談会」報告書
～活力ある市民投資家社会の形成に向けて～

4項目30の提言

(1) 金融リテラシーの普及推進について(7の提言)

- ① 学校教育における金融経済教育の推進
- ② 学校全体に対する金融教育に関するセミナー等の広報活動の充実
- ③ 金融経済教育に関するサイド・リーダー的な教材の作成・頒布
- ④ 金融経済教育・広報に関する海外の機関との連携の強化
- ⑤ ファイナンシャル・プログラムの実施
- ⑥ 証券投資に関する普及・啓発、広報活動の拡充
- ⑦ 上場会社の役職員に対する長期投資の考え方の普及・啓発等

(2) 市場仲介者に求められる役割について(7の提言)

- ① 顧客満足度(CS)の向上に向けた取組みの強化
- ② 証券会社のディスクロージャーの強化
- ③ 証券会社のCSR(企業の社会的責任)の取組み等の強化
- ④ 証券会社の「コンピュータシステム安全基準」作りへの関与の強化
- ⑤ 反社会的勢力に関する情報収集の強化と照会業務の拡充
- ⑥ 横断的かつ包括的な裁判外の苦情・紛争解決サービスの提供
- ⑦ 証券市場における不適切行為等の早期発見及び対応に向けた取組み

(3) 投資家との対話を重視したコーポレート・ガバナンスの推進について(6の提言)

- ① 上場会社における社外取締役の導入について
- ② 個人投資家向けIRの積極化
- ③ 透明性のある株主総会の運営
- ④ 資本コスト及び株主への利益還元を重視した経営の追求
- ⑤ 第三者割当への対応
- ⑥ 情報管理の徹底とタイムリー・ディスクロージャー

(4)投資環境の整備について(10の提言)

- ① 確定拠出年金制度(日本版401K)の拡充
- ② 投資家ニーズに合わせた商品・サービスの多様化
- ③ 社債市場の活性化
- ④ 日本版ISA(Individual Savings Account)の適切な実施
- ⑤ 金融所得課税の一体化の推進
- ⑥ 納税者番号制度の積極的な検討
- ⑦ 配当の二重課税の撤廃
- ⑧ 子供を対象とした税制優遇投資スキーム、いわゆる日本版CTF(Child Trust Fund)の創設に向けた検討
- ⑨ 高齢者層から若年層への資産移転を促すための税制措置
- ⑩ 金融・資本市場統計情報等の整備・充実

以 上

「金融・資本市場に関する政策懇談会」報告書
～活力ある市民投資家社会の形成に向けて～

平成21年6月16日

日 本 証 券 業 協 会

金融・資本市場に関する政策懇談会

目 次

「金融・資本市場に関する政策懇談会」設置について.....	1
「金融・資本市場に関する政策懇談会」委員名簿.....	2
「金融・資本市場に関する政策懇談会」における審議経過.....	3
第一章 はじめに	4
第二章 現状の認識.....	6
第三章 主要な論点と今後の考えられる施策・取組み	7
(1)金融リテラシーの普及推進について.....	7
(2)市場仲介者に求められる役割について	11
(3)投資家との対話を重視したコーポレート・ガバナンスの推進について..	14
(4)投資環境の整備について	17
第四章 おわりに.....	22
資料編	23

「金融・資本市場に関する政策懇談会」の設置について

平成 20 年 7 月 15 日

日本証券業協会

1. 趣 旨

本協会では、「貯蓄から投資へ」の金融の流れを加速・確実なものとするため、これまで様々な施策を講じてきたところであるが、本協会の政策提言機能の強化を図り、より一層、国民の豊かな生活と市場活性化に資するため、証券戦略会議のもとに「金融・資本市場に関する政策懇談会」を設置し、中長期的視点から、金融・資本市場に関する諸課題に取り組むこととする。

2. テーマ

この懇談会は、今後の金融・資本市場のあり方等について、幅広く議論することを目的とし、例えば、次に掲げる事項について具体策の検討を行う。

- (1) 国民の資産形成に資する施策(長期投資促進)
- (2) 金融証券税制
- (3) 金融・証券知識の普及・啓発
- (4) 金融・資本市場のインフラ整備
- (5) その他

3. 構 成

- (1) 懇談会は、委員 10 数名程度で構成する。
- (2) 委員は、会員又はその関係機関の役職員及び有識者のうちから、証券戦略会議議長が委嘱する。

4. 運 営

- (1) 委員の任期は1年とする。
- (2) 懇談会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、必要に応じ、他の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、専門的観点から検討を行うためワーキング・グループを設置することができる。

5. スケジュール

平成 20 年 7 月から検討を開始し、審議状況に応じて、適宜、証券戦略会議に報告する。

6. 事務局

懇談会の事務局は、政策本部企画部が担当する。

以 上

「金融・資本市場に関する政策懇談会」委員名簿

座 長	稲 野 和 利	(野村アセットマネジメント 取 締 役 会 長)
座長代理	大 澤 佳 雄	(㈱ 許 斐 会 長)
委 員	天 野 正 人	(メリルリンチ日本証券 取 締 役)
〃	安 藤 敏 行	(安 藤 証 券 代 表 取 締 役 社 長)
〃	大 崎 貞 和	(野 村 総 合 研 究 所 主 席 研 究 員)
〃	岡 野 進	(大 和 総 研 執 行 役 員 兼 常 務 理 事)
〃	勝 恵 子	(フ リ ー ア ナ ウ ン サ ー)
〃	勝 間 和 代	(経 済 評 論 家 ・ 公 認 会 計 士)
〃	菊 池 一 広	(極 東 証 券 取 締 役 副 社 長)
〃	齊 藤 尚 哉	(U B S 銀 行 エ グ ゼ ク テ ィ ブ デ ィ レ ク タ ー)
〃	佐 藤 義 仁	(S B I 証 券 代 表 取 締 役 執 行 役 員 専 務)
〃	新 芝 宏 之	(岡 三 証 券 グ ル ー プ 専 務 取 締 役)
〃	田 島 弘 一	(日 興 コ ー デ ィ ア ル 証 券 ビ ジ ネ ス 調 査 室 室 長)
〃	森 中 寛	(光 証 券 代 表 取 締 役 社 長)
〃	森 崎 孝	(三 菱 東 京 U F J 銀 行 常 務 執 行 役 員)

※ 委員の交代

3月31日 辞任 吉 田 卓 郎 (みずほ銀行 常務取締役)

4月20日 辞任 古 谷 昌 彦 (みずほ銀行 常務執行役員)

以 上 15名
(敬称略・五十音順)

「金融・資本市場に関する政策懇談会」における審議経過

回 数	開 催 日	議 題
第1回	平成20年9月3日(水)	・自由討議
第2回	平成20年11月25日(火)	・プレゼンテーション モルガン・スタンレー証券 ロバート・フェルドマン氏
第3回	平成20年12月18日(木)	・プレゼンテーション 財団法人 国際通貨研究所 チーフエコノミスト 竹中正治氏
第4回	平成21年1月16日(金)	・プレゼンテーション ハーバード・ビジネス・スクール 日本リサーチ・センター 江川雅子氏
第5回	平成21年2月4日(水)	・プレゼンテーション さわかみ投信 代表取締役社長 澤上篤人氏
第6回	平成21年2月25日(水)	・プレゼンテーション 日本経済新聞ヴェリタス編集部 編集委員 前田昌孝氏
第7回	平成21年3月11日(水)	・プレゼンテーション 全国社会科・公民科教育研究会 前会長 横山 正氏
第8回	平成21年4月15日(水)	・プレゼンテーション 安藤委員、岡野委員、菊池委員、新芝委員、森中委員
第9回	平成21年5月29日(金)	・報告書(案)について
第10回	平成21年6月10日(水)	・報告書(案)について

第一章 はじめに

我が国の金融システムについては、銀行等金融機関を中心とした間接金融を主体とするものから、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核とした直接金融にその軸足を移していく必要があるとの認識のもと、官民をあげて、「貯蓄から投資へ」の流れを促進させるための施策が推進されてきた。

また、最近10年間を振り返って見ても、日本版ビッグバン（金融システム改革）や金融商品販売法、金融商品取引法（以下「金商法」という。）などの施行による制度整備の結果、我が国の証券市場は、市場規制や投資家保護などの観点から国際的にも遜色のないものとなり、内外の投資家からの信認も得られたとの評価がされている。

この過程で、金融機関、事業法人等の株式持合いの解消が進展したことも契機となり、外国人投資家の市場におけるプレゼンスが非常に大きくなってきている。例えば、平成11年度の外国人投資家の国内上場株式の保有比率は18.6%であったが、平成19年度には27.6%にまで上昇した。また、上場株式の売買構成比（代金ベース）でも、平成11年に外国人投資家が占めた比率は38.6%であったが、昨年には63.3%にまで上昇している。【資料1、資料2】

しかしながら、平成12年に発生したITバブル及びその崩壊、昨年来のアメリカ発の金融危機など度重なる株式市場の低迷の結果、我が国個人の資産運用状況には大きな変化は見られず、その金融資産に占める株式・株式投資信託等の有価証券への投資は直近で対個人金融資産比10%と、他の先進主要国と比べても、依然として相対的には低い水準に止まっており、短期的に見れば株式等による投資収益は大きなマイナスとなる事態が発生している。【資料3】

また、短期的には、株式等への投資が預貯金への預入れよりも投資リターンにおいて下回ったという事実などから、一部からは、「貯蓄から投資へ」というこれまでの政策の意義について、疑問視したり、今一度掘り下げて考えてみる必要があるのではないか、との声も出ている。また、株式等への投資は一部の金持ちを対象としたものであり、多くの国民には関係がないものとの一般的な認識も依然として根強い。【資料4】

こうした状況の中、我が国証券市場の状況を見ると、直接金融の重要性について一般的認識は低いとしても、例えば、国民の大きな資産とも言える公的年金（厚生年金及び国民年金）は、長期の時間軸の中での一定リターンを実現するために様々な金融商品で運用されており、総資産のうち国内上場株式の割合は、11.5%（約14兆円（平成20年3月末））も占めている。個々の国民は、直接、株式等への投資を行っていないとしても、結果的に、株式等への投資は豊かで幸せな老後を支える年金という存在を通じて国民生活と密接な関係を有しているといえる。【資料5】

今般の金融危機に際し、日本株は危機の震源地である各国以上に大きく売り込まれたが、その背景には市場の厚みの不足（外国人投資家が中心）という問題が存在している。本格化する少子・高齢社会を迎え、従来のような右肩上がりの経済成長を期待できないなか、日本の経済活動の中心をなす株式会社への資金の供給を多様なルートで広く分散した形で実現していくためにも、幅広い個人投資家の市場への参加が望まれる。また、我が国では、ゼロ金利に近い状態での低金利政策が長期に継続されているが、このような状況下での預貯金偏重の個人金融資産構成は大きな課題を抱えているといえる。国民一人ひとりが豊かで幸せな生活を実現していくための原資としての個人金融資産という観点に立てば、家計における長期的な資産運用の重要性を再認識したうえで、約1,450兆円の個人金融資産をバランスよく効率的に運用していくことが必要となる。このため、「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものとしていくことは、やはり、依然として重要であると考えられる。

もとより、我が国経済を活性化し景気回復を図るためには、経済活動の主体となる企業が、国内外での競争力を高め、与えられた経営資源を有効に活用して、生産・販売等の経済活動を活発化させ、雇用の維持・拡大を図ることが是非とも必要であることは言うまでもない。企業は収益を上げることが、株主・従業員・取引先・金融機関等のステークホルダーの利害とも合致し、もって、景気回復に繋がるという視点を再認識する必要がある。

こうした状況の中、日本証券業協会（以下「証券業協会」という。）では、我が国経済、金融・資本市場全般に関して、幅広く議論を行うため、昨年7月、証券戦略会議の下に、「金融・資本市場に関する政策懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置した。本懇談会の委員は、協会員の役員・実務担当者のみならず、外部有識者を加えて構成され、また、意見交換においては、積極的に各方面の専門家をゲストスピーカーとして招聘し、計10回の議論を行った。

本懇談会での論点は多岐にわたるものであったが、今後の我が国経済の活性化というテーマや、そのための企業や投資家の視点から見た検討項目の優先順位を考慮すると、一つの大きな鍵となる個人投資家に着目して、我が国個人金融資産の状況について共通の認識を確認したうえで、主に以下の論点を議論することが適当ではないかとの認識に至った。

- (1) 金融リテラシーの普及推進について
- (2) 市場仲介者に求められる役割について
- (3) 投資家との対話を重視したコーポレート・ガバナンスの推進について
- (4) 投資環境の整備について

このため、第二章では、我が国個人金融資産の現状認識について整理を行い、第三章では、今後の我が国金融・資本市場の活性化及び信頼性を一層確保する観点から、主要な論点についての今後の考えられる施策・取組みについて、考え方を取りまとめた。

本報告書の副題は、“活力ある市民投資家（Citizen Investors）社会の形成に向けて”とした。これは、様々な金融・証券に対する投資情報が氾濫する中で、より多くの個人が金融リテラシーを幅広く身に付け、また、投資家と市場仲介者や上場会社との間の情報格差を埋めていく等、様々な投資に対する環境整備が図られることにより、投資家が自主・自律の精神に基づいた投資判断により自らのニーズに適合した金融商品を適切に選択して投資を行うことができる社会を実現することが、我が国金融・資本市場の一層の発展のためには必要であると考えたからである。

第二章 現状の認識

本懇談会では、我が国経済の活性化の大きな鍵となる個人投資家に着目し、現在の我が国の個人金融資産の状況について、以下のとおり分析し、共通認識を持った。

昨年9月以降の世界的な金融危機により、我が国証券市場も大きな影響を受け、相場下落により家計が保有する株式や投資信託の評価額が大幅に目減りし、個人金融資産も大きな影響を受けた。

日本銀行が公表する資金循環統計によると、個人金融資産は、暦年ベースでは、平成18年末の1,553兆円（うち投資商品（株式、投信、債券）の占める割合は、13.3%）をピークに最近2年間は減少を続け、昨年末時点では、1,433兆円、（うち投資商品の占める割合は10%）にまで低下している。一方、現金・預金の占める割合は、50.6%から55.2%と上昇し、最近では、いわば、“投資から貯蓄へ”と資産構成が逆転してしまった状況にあるといえる。

日本版ビッグバン以降の約10年間を見ても、個人金融資産残高は、約1割（約120兆円）増加したにもかかわらず、金融資産に占める投資商品の割合は、2%しか増加していない。【資料6】

一方、アメリカは、1999年末時点では、個人金融資産に占める投資商品の割合は、富裕層に金融資産が集中し、極度の資産格差が存在することもあり、実に46.5%と金融資産のおよそ半分を投資商品が占めていた。その後減少しているが、昨年末時点でも、その割合は、34.6%（株式：13.5%、投信：11.8%、債券：9.3%）とな

っている。ドイツも、10年前と比べ減少しているものの、金融資産に占める投資商品の割合は、昨年末で21.9%と我が国に比べその割合は高い。【資料3】

また、我が国の個人金融資産の保有状況を年齢別で見ると、60歳以上の高齢者が全体の約6割を保有し、株式、株式投資信託では、実に7割超を保有している。一方で若年層ほど少ないという傾向がある。若年層は、投資運用ニーズはあったとしても、住宅ローンや子供の教育費などの負担により、投資に回す余裕資金は少ないという状況が一般的である。しかし、近年の金利水準から勘案すれば、家計の長期的な生活設計のためには、投資を通じた金融資産形成が不可欠であると考ええる。【資料7】

<参考>

総務省の家計調査では、勤労者世帯のうち負債を保有している世帯については、純貯蓄額（貯蓄現在高－負債現在高）が50歳未満の各年齢階級で負債超過となっており、30代の負債超過額が最も大きくなっている。

また、世帯主の年齢別にみた教育関係費の状況についても、40代、50代の負担率が高い。【資料8、資料9】

我が国の証券市場を活性化させるためには、現存する個人金融資産を有効に活用することが必要である。そのためには、個人が自らの判断で長期的に幅広く投資商品に投資をすることを可能とするための環境整備が必要と考ええる。

第三章 主要な論点と今後の考えられる施策・取組み

本懇談会では、多岐にわたる論点のうち、前述した現状の認識に基づき、主として以下の4つの論点について検討を行った。

（1）金融リテラシーの普及推進について

第一章で述べたとおり、最近10年間ほどの金融・資本市場を巡る環境の変化は目まぐるしい。高度経済成長期のように資金需要が間接金融に集中し、金利が比較的高水準で推移していた時代は、預貯金による資産形成が十分に可能であったが、現在のように、我が国の経済が成熟期に入り、また、金利が低水準の状況が続いている時代において、バランスのとれた資産形成を実現するためには、預貯金のみに留まらず、証券投資をバランスよく取り入れる必要性が増している。

また、自己責任を伴う資産運用ニーズの高まりがある中、活力ある「市民投資家（Citizen Investors）社会」の形成のためには、金融・証券やその背景となる経済につ

いての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち「金融リテラシー」が不可欠であると考えられる。

しかしながら、我が国における金融リテラシーの普及については、道半ばの感が強い。勿論、既に投資を行っている個人の中には豊富な金融知識を有し自らの判断に基づき投資を行う投資家や株式投資において独自の実践的方法論を確立した投資家等成熟した投資家層も存在するが、一般的には、金融・経済に関する知識が十分であるとは言いがたく、特に、証券投資に際してのリスクに関する正しい認識が十分に浸透していないと思われる。

専門的な意味において、リスクとは、「不確実性」を指し、投資のリスクとは、期待したリターンに対する変動、つまり、期待していたリターンを上回ったり下回ったりする可能性があることを指すものである。また、このリスクを数量的に測定するために様々な手法も開発されてきている。

なお、リスクの種類としては、例えば、以下のようなものが考えられている。

価格変動リスク	投資対象の価格が変動することにより当初期待していたリターンから乖離するリスク。
流動性リスク	市場規模や取引量が少なく、売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない場合や注文が殺到して値段が付かず購入できない場合に被るリスク。
信用リスク	元本の返済や、金利の支払が滞ったり、停止されることがある。デフォルトリスクとも云われ、主に債券投資の際に使われる。
金利リスク	金利が変動することにより収益の機会を失うリスク。固定利付債券など確定利付の商品に投資した後、金利が上昇してしまうと、その商品ではより高い金利水準での収益機会を喪失してしまう。
為替リスク	外貨建ての金融商品に投資した場合、為替相場の変動により円換算後の資産価値が減少するリスク。
インフレリスク	預金などの利率よりも、物価上昇率の方が高いと、実質的には資産価値が相対的に下がるリスク。
カントリーリスク	ある国の株式や債券などへの投資を考える場合のその国の政治・経済情勢の混乱等により、投資資金が回収不能となったり、価格が変動したりして損失を被るリスク。

しかし、一般的にリスクについては、上記の価格変動リスクのうち、とりわけ、価格の下落による損失に焦点が当てられがちで、「危険」、「避けるべき」というイメージがあり、本来投資の世界においてリスクは期待リターンとの関係において吟味されるべきものであるにもかかわらず、単純にリスクは低いほうがよいとの誤解がある。その誤解

は、「ローリスク・ハイリターン」や「ノーリスク・ハイリターン」の金融商品があらかじめ存在するとの誤解にも結びついたりする。また、これに関連して元本保証への信仰が強く、「元本保証」という言葉を聞いた瞬間に思考停止になり、盲信してしまう傾向さえある。加えて言うと、最終的に重要なのは「元本保証」の有無ではなく、「元本保証が付されていたとすればその保証主体の財務的安全性がいかなるものであるか」ということと考えられる。

特にこの傾向は高齢者に強くあり、この傾向を巧みに利用した詐欺事件などの犯罪が多発している。毎年のように被害金額何百億円・被害者何万人という単位での類似の金融詐欺行為が繰り返されている様は聞くに堪えない。幅広い層に対して金融経済を理解する力（金融リテラシー）を高めるための取り組みを行い、リスクに対する正しい知識を身に付けることでこのような犯罪からも身を守ることが可能となるものと考えられる。「金融リテラシー」とは自立的に生きていくための手段でもある。

また、実際の教育現場では、リスクに対する認識を十分に教えられる機会がなく、証券業協会が作成している学習教材についてもその活用が十分ではないなどの問題点も本懇談会で指摘された。

その原因は様々考えられるが、

- ① 教科書に関して、検定教科書はページ数に制約があるため、必要なことがなかなか書けず、用語解説のようなものになってしまう。また、副教材も充実していない。
- ② 投資に対して教員が必ずしも良いイメージを持っておらず、教育現場で金融経済教育を採り上げることに強い拒否感を抱くことが依然少なくない。
- ③ 教えるべき立場にある教員自身の金融や経済に関する知識が不足している。

などが挙げられた。

このように、我が国における金融リテラシーについては、まだまだ改善すべき余地が多いというのが現状である。前述したとおり、国民が金融リテラシーを習得することは、安心できる生涯設計のみならず、犯罪等からの自衛という観点からも“生きていく上で必要な知識”を身に付けることを指しており、極めて重要である。

しかし、本懇談会では、このような自衛手段といういわば受け身の観点に留まらず、国民が投資行動により我が国経済・社会に積極的に参加することを通じて市民性を育み、活力ある「市民投資家（Citizen Investors）社会」の形成につなげていくことを目標としたい。

現在、既に証券会社等においても一般投資家向けの投資セミナーや生涯学習の場における金融学習機会の提供、大学等への寄附講座、講師派遣、小中学校向け学習教材の作成など金融経済教育について様々な取り組みが行われているところであり、また、証券業協会が支援するNPO法人エイプロシスでも、証券カウンセラーや投資クラブ相談員の

派遣を行っている。【資料 10】

以上これらを念頭において、国民の金融リテラシーを高めることについて、例えば、以下のような取組みを実施する必要がある。

① 学校教育における金融経済教育の推進

現在、10年に一度の学習指導要領改訂時期に当たっており、昨年3月に告示された中学校学習指導要領や本年3月に告示された高等学校学習指導要領において、金融学習について一定の内容充実が図られたところであるが、今後、学校の授業において金融経済教育への取り組みが一層なされるよう、証券業協会など関係者が中心となって各方面に対し積極的な働きかけを行う。

② 学校全体に対する金融教育に関するセミナー等の広報活動の充実

証券業協会では、これまで学校関係者に対するセミナーを行っているが、いずれも公民科・社会科の現役教員を主な対象としたものであった。そこで、当該学校の運営及び教育方針の決定に強く関わる中学・高校の学校長などを対象に金融教育に関するセミナー等を積極的に行い、その重要性を訴えるべきである。

③ 金融経済教育に関するサイド・リーダー的な教材の作成・頒布

証券業協会では、中学・高校生向け金融・証券学習テキスト「株式会社制度と証券市場のしくみ」や大学生等向け書籍「新証券市場2009」などを発行し、頒布しているが、単なる金融・証券の制度の仕組みの記述にとどまらず、学生や子供たちが興味を持って接することが出来、判断力や「生きる力」を身に付けることが出来るような内容の教材の制作を検討するとともに関係各方面に協力を要請する。

④ 金融経済教育・広報に関する海外の機関との連携の強化

証券業協会では、国内及びアジア地域における金融・投資教育を一層振興するため、欧米など金融・投資教育の先進地域から専門家を招聘し、国内及びアジア地域の関係者を対象にした「投資教育セミナー」を、本年10月にIFIE（投資家教育のための国際フォーラム）と共同で開催する予定であり、この機関などを通じ、海外の機関と連携して金融経済教育・広報を一層推進する機会を拡充する。

⑤ ファイナンシャル・プログラムの実施

人生のひとつの転機である結婚・出産を経験する世代に、これからのライフプラン・マネープランの重要性を意識し学んでもらうためのセミナーの開催について、証券業協会が中心となって検討する（託児施設を備えた女性向け・親子向けセミナー、

新婚夫婦向けセミナー等の開催等)。

⑥ 証券投資に関する普及・啓発、広報活動の拡充

証券業協会では、これまでも投資家の金融リテラシー向上と裾野の拡大を目的に、「証券投資の日」記念イベント、「春季証券投資セミナー」及び「地区独自イベント」の開催を通じて、証券知識の普及・啓発活動を行っている。前述したとおり、我が国の投資家は高齢者の割合が高く、このような投資経験者向けのセミナーの充実を図るとともに、国民が投資について、「親しみ」や「身近なもの」といったイメージを持てるよう、マスコットキャラクター（とうしくん）等を活用しつつ、投資家の裾野拡大のため、若い世代が参加しやすくなるよう休日や平日夜間の開催を増やすなど、証券投資未経験者も参加しやすいイベント作りを検討・工夫する。

<参考>

現在、証券業協会においては、毎年10月4日を「投資の日」と位置づけ、昨年は、10月2日から11月3日までの間に、全国9地区23都市27会場で記念イベントを開催。

また、毎年春には「春季証券投資セミナー」を開催しており、本年2月1日から3月10日の間に、全国9地区21都市28会場で講演会、トークショー等を開催。

なお、「投資の日」記念イベントの開催期間中、証券会社等65社が自社の支店などを活用し、5,245会場でキャンペーンを開催し、11万人を超える参加があった。

⑦ 上場会社の役職員に対する長期投資の考え方の普及・啓発等

証券取引所や商工会議所等と連携、協力し、上場会社の役職員に対し、インサイダー取引規制に関する正しい知識を普及・啓発する。

併せて、確定拠出年金制度に加え、従業員持株制度及びその活性化を図る観点から、日本版ESOP（Employee Stock Ownership Plan）についても資本充実の原則等に留意しつつ、その普及のための取組みを行う。

(2) 市場仲介者に求められる役割について

証券市場を活性化する上で金融商品取引業者及び金融機関などの市場仲介者は非常に大きな役割を担っており、それであるが故に常に質的向上が求められている。すなわち、国民に証券市場への参加をより一層促していくためには、市場仲介者が高い倫理観を持ち、経営を安定的に行うためのリスク管理をよりの的確に行うことが求められている。

加えて、顧客に提供する投資商品の信頼性や価格の公正性・透明性などの検証をはじめとして、業務執行においてベスト・プラクティスを追求する「誠実さ（Integrity）」

を自ら再認識することにより、市場仲介者の信頼性をより高めることは非常に重要である。

とりわけ、証券界ではこれまでも官民一体となって投資家の信頼性向上のため、コンプライアンスの強化について取組みを図っており、最近では、平成19年12月に金融庁が「金融・資本市場競争力強化プラン」を公表したが、証券界では、これを受け自主規制ルールの改正等の整備を図ってきた。

また、平成19年9月には、金商法が施行され、顧客に対する説明義務が強化されたこと等に伴い、より一層管理態勢が強化されたものと認識している。

証券業協会では、本年5月、証券取引所、発行会社など市場関係者による協力を仰ぎ、不公正取引等の防止及び市場の透明性・公正性の維持の観点から、上場会社等の役員に関する情報を登録するためのJ-IRISS(ジェイ・アイリス Japan-Insider Registration & Identification Support System)を稼動したところである。

また、証券会社等においては、顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、証券市場における取引の公正性と信頼性を確保するための「ゲートキーパー」としての役割が一層期待されている。とりわけ、本年1月からの株券電子化に伴い券面が廃止されたことから、顧客口座の管理の重要性がより高まっている。

証券業協会では、証券市場・証券取引からの反社会的勢力等の排除の徹底を図るため、昨年5月、全都道府県に「証券警察連絡協議会」を設置し警察当局と緊密な連携を図っているところである。本年3月には「証券保安対策支援センター」を設置し、国家公安委員会から暴力団対策法上の不当要求情報管理機関の登録を受けて業務を開始している。

さらに、苦情の解決・紛争の解決のあっせんに対する利用者の信頼感・納得感を一層高めるとともに、効率的かつ円滑な業務処理を通じた利用者利便の向上に資するため、昨年1月より、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、金融先物取引業協会及び日本商品投資販売業協会と連携し、共通の苦情相談窓口(フリーダイヤル)を設置する等の取組みを行っている。

以上のような取組みにより、投資家の信頼の確保に努めているが、市場仲介者としての更なる信頼性の向上のためには、多様な顧客(投資家)のニーズを的確に汲み取り、それぞれの顧客に合った情報やサービスを提供するといった情報の双方向性を通じた活動が求められている。

このようなことを総合的に勘案し、市場仲介者として活力ある「市民投資家(Citizen Investors)社会」の形成に向けて、信頼性の充実を図る観点から、例えば、以下のような取組みを実施する必要がある。

① 顧客満足度（CS）の向上に向けた取組みの強化

証券業協会が実施した「顧客満足度（CS）向上に向けた取組み状況に関する調査（平成19年度）」によると、利用者の声を把握する取組みを実施している証券会社は、191社と全会員（306社）の約62%に留まっている。顧客本位のサービスを徹底し、利用者の声を真摯に受け止め、利用者の声を踏まえた経営改善を実施することで、市場仲介者として国民からより信頼されるよう一層の取組みを行う。
【資料11】

② 証券会社のディスクロージャーの強化

証券会社の財務状況等の説明書類（ディスクロージャー誌）については、金商法の規定により、証券会社のすべての営業所において公衆の縦覧に供することとされているが、当該ディスクロージャー誌を自社のホームページで情報開示している割合は、2割程度（※）と少ないことから、ディスクロージャー誌を自社ホームページに掲載する（自社ホームページのない証券会社にあつては作成する）ことを推進する。

（※）日本証券業協会調べ

③ 証券会社のCSR（企業の社会的責任）の取組み等の強化

去る3月31日付けで金融庁が公表した「金融機関のCSR実態調査結果の概要」によると、市場仲介者のうち証券会社がCSRを重視した取組みを行っている回答している割合は、61.6%と他の金融機関（銀行等：86.5%、保険会社：79.3%）と比べても少ないことから、証券会社のCSRの具体的な取組みの一層の充実及び当該取組みのディスクロージャーの推進を図る。【資料12】

④ 証券会社の「コンピュータシステム安全基準」作りへの関与の強化

金融・証券等の分野においては、金融情報システムセンター（通称：FISC）の安全対策専門委員会等において業者ガイドラインとして自主基準が算定されている。FISCには669機関の金融機関等が参加しているが、現在証券会社の参加は17社に留まっているなど、コンピュータシステム安全基準作りへの参加の関心が必ずしも高くない。株券の電子化、個人情報保護など、システムの安全性・信頼性への関心の高まりなどを考慮し、証券会社のこの分野での活動の強化を推進する。

⑤ 反社会的勢力に関する情報収集の強化と照会業務の拡充

前述のとおり、証券業協会では、証券市場・証券取引からの反社会的勢力等の排

除の徹底を図るため、本年3月には「証券保安対策支援センター」を設置し、国家公安委員会から暴力団対策法上の不当要求情報管理機関の登録を受けたところであり、今後、反社会的勢力の照会対応業務について、より一層の実効性及び効率性を高めていくことを推進する。

⑥ 横断的かつ包括的な裁判外の苦情・紛争解決サービスの提供

これまで裁判外の紛争解決手段として、金商法上の各自主規制団体では、独自に顧客の苦情・紛争解決サービスを提供してきた。しかし、近年、金融商品が多様化・複雑化するに伴い、各団体個々では十分に対応できない状況も発生している。

これを踏まえ、証券業協会では、金融商品取引に関して、前述した他の金融商品取引業協会と共同で横断的かつ包括的な第三者機関（NPO 法人）を設立することとしているが、投資家に対して様々な金融商品について均一的に相談及び苦情・紛争解決のサービスを提供することが必要である。

⑦ 証券市場における不適切行為等の早期発見及び対応に向けた取組み

証券市場の公正かつ健全な発展の観点から、証券市場規制の趣旨を踏まえ、自主規制機関である証券業協会は、取り組むべき諸課題を早期に発見し対応するための取組みを一層強化すべきである。

<参考>

証券業協会では、自主規制部門のもとに、平成20年11月、「ATCワーキング(※)」を設置し、検討を開始している。

(※) Ahead of the Curve の略

(3) 投資家との対話を重視したコーポレート・ガバナンスの推進について

上場会社は、株主、従業員、取引先、顧客、地域社会など様々なステークホルダーと関わりをもっており、経営者は、それぞれのステークホルダーとの関係に配慮して経営を行うことが求められている。

我が国では、長期にわたり、企業間の株式持合いが行われてきたことなどにより、その結果として経営者への規律付けが十分に働いていなかったといわれており、その他のステークホルダーへの配慮に比べ、株主を重視することについての認識が必ずしも十分ではなかったものと思われる。

しかし、90年代以降の持合い解消の進展により、その受け皿として、外国人が保有比率を高め、特に外国人機関投資家が企業に対する発言権を増している。また、企業による株式分割や投資単位の引下げの実施の効果もあり、個人株主は増加しており、最近では、コーポレート・ガバナンスに対する企業の意識は高まりつつある。これらにより、

経営者は、株主重視の姿勢へシフトを始めている。

<参考>

個人株主数（延べ人数）は、平成19年度は、前年度に比べ67万人増加し、3,995万人（※）となり、12年連続で過去最高を更新している。【資料13】

（※）平成19年度の㈱ジャスダック証券取引所を除く全国5証券取引所上場会社の個人株主数

個人株主も最近では、積極的に議決権を行使する傾向は出てきているようである。しかし、多くの場合、未だ株式投資と企業経営の間には隔たりがあり、例えば、投資家（株主）は、株価の値上がり、値下がりには非常に敏感であるが、現状では会社に対するコミットメント意識を必ずしも強く持っているとはいえない。

<参考>

野村證券金融経済研究所公表の「ノムラ個人投資家サーベイ」（2009年5月）によると、今後開催される株主総会での議決権行使の方針について、「議決権を行使する予定」との回答比率は、37.4%と、「議決権を行使しない予定」との回答比率31.5%を上回っている。【資料14】

活力ある「市民投資家（Citizen Investors）社会」を実現する上では、株式投資と企業経営がより密接に関係する構図が重要であり、投資家は自身の金融リテラシーに応じ、自主・自律の精神に基づいた投資判断により投資を行い、併せて、投資をするという意味、すなわち他のステークホルダーの中でも唯一会社に対する議決権を持つということをも十分認識し、企業経営をしっかりと監視（モニタリング）するという機能を果たすことが期待される。

そして、上場会社においては、長期的な視野に立って投資を行ってくれる株主を増やし、その期待に応えていくためにも、株主との積極的な対話を通じた株主重視の姿勢の一層の明確化を行うことが重要と考えられることから、例えば、以下のような取組みを実施する必要がある。

① 上場会社における社外取締役の導入について

現在、我が国においては、東京証券取引所上場会社の97.7%が社外取締役の導入義務のない監査役設置会社であり、また、監査役設置会社の55.9%では、社外取締役が任命されていない。このため、社外取締役については、長期的な企業価値向上のため、経営を監督し助言する機能として、その独立性に関する議論を深めつつ、導入が進展することを期待したい。

<参考>

② 個人投資家向けIRの積極化

投資家と企業の信頼関係を構築、維持し、自社の企業業績や将来性を適切に伝える機会としてIRの役割は大きく、特に、経営トップ自身がメッセージを発信することで、投資家の信認に繋がることか期待される。

<参考>

平成21年2月に日本IR協議会が行った「IR活動の実態調査」の概要は以下のとおり。

対象：全上場会社（3,864社）

回答：1,119社（回収率29%）

○IR実施企業：1,090社

うち個人投資家向けIRの実施企業は、87.9%（20年：86.2%、19年：86.1%）

○具体的な内容

「株主向け報告書の充実」68.9%、「株主総会の活性化」42.8%、「個人投資家向けのサイトの設置等」42.1%、「株主優待制度の導入」28.5%

③ 透明性のある株主総会の運営

株式市場が健全に機能し、発展するためには、上場会社各社におけるガバナンスが適切に確保される必要がある。企業のガバナンス向上のためにも、様々なステークホルダーの中で唯一議決権を持つ株主により適切に議決権が行使され、経営者への規律付けが行われなければならない。

また、株主総会は一般株主にとってみれば、数少ない当該企業経営者との直接対話の機会でもある。

東証上場内国会社のうち3月期決算の会社数は、1,778社（平成21年3月期）と全上場内国会社（2,354社：平成21年3月末）の75.5%を占めている。従来よりは改善をしているものの、そのうち、6月の特定の日（平成21年3月期では、6月26日（金））には、実に49.3%（876社）もの会社が株主総会の開催を予定している。このような状況は、複数会社の株主総会への出席を望む株主にとっては弊害をもたらしているものと推測され、上場会社においては、株主総会の休日開催なども含め株主が総会に出席しやすいような取組みの推進が望まれる。【資料15】

また、株主総会の透明性を高めるためにも、その手始めとして、現在、任意とされている株主総会での議決結果の開示についても、総会前日までの議決権行使（事前行使）の状況についての開示に取り組むことが望ましい。

④ 資本コスト及び株主への利益還元を重視した経営の追求

企業が株主に対してもたらした成果を測る指標としてのROEを重視した経営を行うことにより、株主重視の姿勢を明確にすることが必要と考える。企業の経営目標は必ずしも単数の指標で表現できるものではないが、ROEは株主側から言えば必須の指標であろう。そのため、財務体質の健全性に留意しつつ、ROE目標を掲げることにより、資本効率の向上や企業価値向上に向けた取組みを継続することが望まれる。併せて、配当や自己株式の取得を積極的・継続的に行うなど株主への一層の利益還元に努めることが望まれる。

⑤ 第三者割当への対応

第三者割当は、企業の機動的な資金調達手段として利用されているが、近年、既存株主を軽視したととられかねないような第三者割当についての問題が顕在化している。既存株主の利益の保護という観点からも、株主の権利が著しく希釈化するような第三者割当は慎重に検討すべきであり、実施する場合には、株主に対し、その必要性和相当性について十分な説明を行うこと、また、割当先について確認するプロセス等を設け、反社会的勢力等の関与についての未然防止を図る必要があると考える。

<参考>

東京証券取引所 上場制度整備懇談会 「安心して投資できる市場環境等の整備に向けて」(平成21年4月23日公表)

- ・ ここでいう第三者割当とは、株主割当以外の方法により株式の割当を受ける権利を特定の者に付与する方法をいう。(東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則第429条第1項柱書)

⑥ 情報管理の徹底とタイムリー・ディスクロージャー

決算情報等の重要情報が正式な公表前に一部の報道機関や市場関係者等に流れることは、投資家の投資判断の阻害要因となるとともに、証券市場に対する投資家の信頼を失うことに繋がりがねないことから、各種情報の取扱いについて、適切な管理を行う必要がある。同時に、重要事象等の発生に際しては適時適切な情報開示を行っていくというタイムリー・ディスクロージャーのより一層の徹底が望まれる。

(4) 投資環境の整備について

我が国では、「貯蓄から投資へ」の流れを推進するために、これまでも様々な施策

を講じ、対象金融商品や販売チャネルが拡充されてきたところである。例えば、平成10年12月に銀行による投資信託の窓口販売が解禁となり、平成13年7月には、E T F（上場投資信託）の売買開始、同年9月には、R E I T（不動産投資信託）の売買開始、平成16年4月には、証券仲介制度が開始された。また、平成15年からは、現在、証券投資及び納税のインフラとして定着している特定口座制度が開始され、株式や株式投資信託の譲渡益、配当金等にかかる税率を10%とする証券投資優遇税制が創設、現在も延長されている。

加えて証券業協会では、顧客利便のためのサービスが一層充実するよう、行政当局に対し制度改正及び規制緩和の要望を行うなど証券会社の顧客サービスを充実するための努力を行っている。

ただし、前述したとおり、金融資産に占める投資商品の割合は、未だ低水準の状況であり、特に、若年層ほど金融資産のうち投資商品の保有が少ない点が懸念されているため、家計の長期的な生活設計に投資を活かす必要があると考える。このような若年層に対し、投資を促すためには、前述した金融リテラシーに関する取組みと併せて、より一層投資しやすい環境を整備する必要がある。

また、我が国における金融・証券税制は、平成15年以降、投資家の確定申告を不要とする特定口座制度が開始され、簡素で分かりやすい制度として定着している。また、株式や株式投資信託の譲渡益、配当金等にかかる税率を10%とする証券投資優遇税制が延長措置により現在も継続適用され、投資家には十分浸透したものとなっている。しかしながら、この優遇税制は、期限付きでもあることから、制度改正の時期には、駆け込み売却や買い控えといった行動をもたらすおそれもあり、長期的スパンでの投資を考えている投資家に対して、その投資行動に多大な影響を与えるものとも考えられる。

投資家が安心して投資を行うことができる環境を整備する上でも、安定した金融・証券税制を構築することが望まれる。

その上で投資未経験者である若年層を投資へ導くには、アメリカやイギリスで行われているような年金制度や社会保障制度の一環として投資を組入れるといった方策も効果的であると考えられ、制度改正及び規制緩和の要望や税制面の優遇措置と併せて、例えば、以下のような取組みを実施することが望ましい。

① 資産運用手段の拡大

・ 確定拠出年金制度（日本版401K）の拡充

現在、拠出限度額の引上げ及び企業型における従業員による掛金の拠出（いわゆるマッチング拠出）を可能とすることについて、国会に「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が提出されているところで

あるが、同制度により国民に継続的な投資機会を提供し、これを通じて、国民の投資への関心を高めるためにも、より一層の制度の拡充が望まれる。

具体的には、事業主拠出額の範囲内とされている従業員拠出を事業主拠出後の拠出限度額まで可能とする、現在加入が認められていない専業主婦や公務員といった層も加入を認める、年間の拠出額の水準の更なる引上げ等が考えられる。

【資料 16】

- ・ 投資家ニーズに合わせた商品・サービスの多様化

アメリカの金融資産は日本のそれと比較して、富裕層に集中し、資産格差が大きい。一方、日本では相対的に広い層に資産の分布が見られている。このような状況において、投資家のニーズを的確に把握し、投資家が様々な商品・サービスの中からベストと思われるものの選択が可能となるよう取扱商品・サービスの幅を広げ、また、そのような商品・サービスを新たに開発することは「貯蓄から投資へ」の流れを促進するためには重要と考える。【資料 17】

今後、ミドルリスク・ミドルリターン型の商品・サービスは、全国にいる潜在的な中口・小口の投資家における需要を考えれば有用である。その中でも特に投資信託が積極的に開発・広告され、潜在的な投資家の需要を喚起することが重要と考える。併せて、現存する投資信託の中でこのような商品性が備わっているものについて、投資家に積極的にPRを行うとともに、証券会社等においても、そのような商品・サービスの重要性についてより一層認識することが必要と考える。

- ・ 社債市場の活性化

我が国の金融・資本市場の機能強化及び安定化には、株式市場の機能強化に加え、企業の中長期の資金調達手段の多様化を図るとともに、機関投資家だけでなく、個人投資家にとっても運用手段として十分活用されるよう社債市場の活性化が必要である。

社債市場の活性化は、中長期的な課題としてとらえ、広く市場参加者等の協力を得て、取り組む必要がある。

② 投資を促進するための税制の構築

- ・ 日本版ISA（Individual Savings Account）の適切な実施

昨年、政府・与党の税制改正大綱において導入が決定した「少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版ISA）」について、その制度設計にあたり、投資家の利便性及び証券会社等の実務に配慮した制度となるよう関係者において十分

な議論を行う必要がある。

<参考>

日本版ISAは、5年間毎年100万円までの上場株式等への投資に係る配当・譲渡益を非課税とする措置であり、延長された10%軽減税率が廃止され、20%本則税率が実現する際に導入されることとなっている。【資料18】

(簡素で分かりやすい税制の構築)

・ 金融所得課税の一体化の推進

本年より、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等との損益通算が可能となる措置が講じられているが、株式等以外の金融商品から生じた譲渡損益等の所得については、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とされていない。

金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平・中立に取り扱えるようにする必要があるが、そのためには、金融商品に係る所得を一元的に捉えることができる税制が望ましい。金融所得に関する課税の一体化を進めるに当たっては、幅広い金融商品間の損益の通算を認め、トータルの損益に対して課税することにより投資リスクの軽減が期待できる。証券市場へのリスクマネー供給を促進するためにも、金融所得課税の一体化を引き続き推進していく。

・ 納税者番号制度の積極的な検討

金融所得課税の一体化の流れに配慮した上で、納税者の利便性の向上及び納税の適正化を図る観点から、既存の年金番号などの活用の可能性や事務の負担を考慮し、納税者番号制度の導入について積極的に検討する。

・ 配当の二重課税の撤廃

我が国においては、二重課税調整の仕組みとして、個人株主に対する配当控除(税額控除)制度(平成21年からは配当所得の総合課税を選択した場合に限る。)、法人の受取配当等の一部益金不算入制度が設けられているが、配当所得に対する所得税と法人税との間の二重課税の調整は未だ不十分のままとされている。

二重課税の調整には、個人側と法人側での調整が種々考えられるが、法人課税段階では、法人税の課税所得のうち、配当分については、基本税率よりも軽減された税率を適用することによる調整(配当軽減方式)や、個人課税段階では、配当所得の2分の1課税の方法による簡易な二重課税の調整を行うことなどが考えられる。

(投資家の裾野拡大のための税制優遇措置の創設)

- ・ 子供を対象とした税制優遇投資スキーム、いわゆる日本版CTF(Child Trust Fund)の創設に向けた検討

国民が今後到来する高齢化社会のもとで、より豊かな生活を実現するには、金融資産の積極的な活用が求められている。そのためにも、国民の金融リテラシーに対する認識を早い段階から形成し、知識を習得する必要があると考えられる。

このため、イギリスの Child Trust Fund を参考に、政府が投資に対する後押しを行い、成人を対象とする日本版 I S A に円滑に移行させることを含め、税制上の優遇を与えるような制度の導入が望まれる。

<参考>

イギリスでは、貯蓄推進政策の一環として、また、①国民の貯蓄、投資の理解の手助け、②親子で貯蓄、投資の習慣を身に付ける、③英国のすべての子供が大人になった時点で金融資産を保有しているようにする、④金融教育を増強する、という狙いもあり、2005年4月より Child Trust Fund (CTF) を開始している。

CTF は、2002年9月以降に誕生した子供を対象に、その口座で発生する配当、受取利子、キャピタルゲインが非課税となる制度であり、口座開設時と、子供の7歳の誕生日の2回、政府から250ポンドの補助金が支給される。【資料19】

(高齢者層から若年層への資産移転を促すための税制措置)

高齢者に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転する施策を講じることにより、既存の資産の有効活用による経済活動の活性化が期待される。

また、現在、上場株式等の贈与・相続が行われる場合の評価については、課税時期の最終価格などで評価が行われることから、実際に相続税の納付までの間に大幅に株価が下落した場合には、受贈者が予想しない過度な負担が生じるとの指摘もある。高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する一環としても相続・贈与に関し、例えば、以下のような施策について検討することなどが考えられる。

【個人の上場株式等に対する相続税・贈与税に対する具体策】

- ・ 贈与税の非課税枠の拡充
- ・ 相続時精算課税制度の拡充
- ・ 贈与・相続における上場株式等の評価方法の見直し
- ・ 投資額の所得控除

③ 金融・資本市場統計情報等の整備・充実

金融・資本市場の把握・分析に欠くことのできない統計情報の整備は、利用者の市場参加を促すための重要なインフラの一つである。

金融・資本市場に関する統計情報について、多様な利用者に広く有効活用されるよう、金融・資本市場関係機関における相互協力のもと、金融・資本市場の変化や

利用者ニーズに柔軟に対応しつつ、関係機関が提供する各種の統計情報を一元的に利用できる環境の整備についての取組みを行う必要がある。

第四章 おわりに

活力ある「市民投資家（Citizen Investors）社会」の形成のためには、関係者が共通認識のもと、相互理解を深め、連携・共同して、諸施策を粘り強くかつ不断の取組みにより継続されることが何よりも大切である。関係者各位におかれては、それぞれの立場の期待される役割を再認識していただき、本報告書の内容を議論・検討し、取り組んでいただきたい。

また、本懇談会では、この報告書に記載はしていないものの、①外務員資格制度の国際化、②自主規制ルール of 柔軟化・効率化の検討の必要性等についても意見交換が行われた。これらについては、今後、証券業協会が主体的に取り組んで行くべきである。

この他、我が国新興市場の活性化を図る観点から、本懇談会の下に「新興市場のあり方を考える委員会」を設置し、先般、報告書を取りまとめたところであり、今後、同報告書において提言された内容について関係各方面におけるフォローアップが期待される。併せて、ご参考としていただきたい。

以 上

資料編

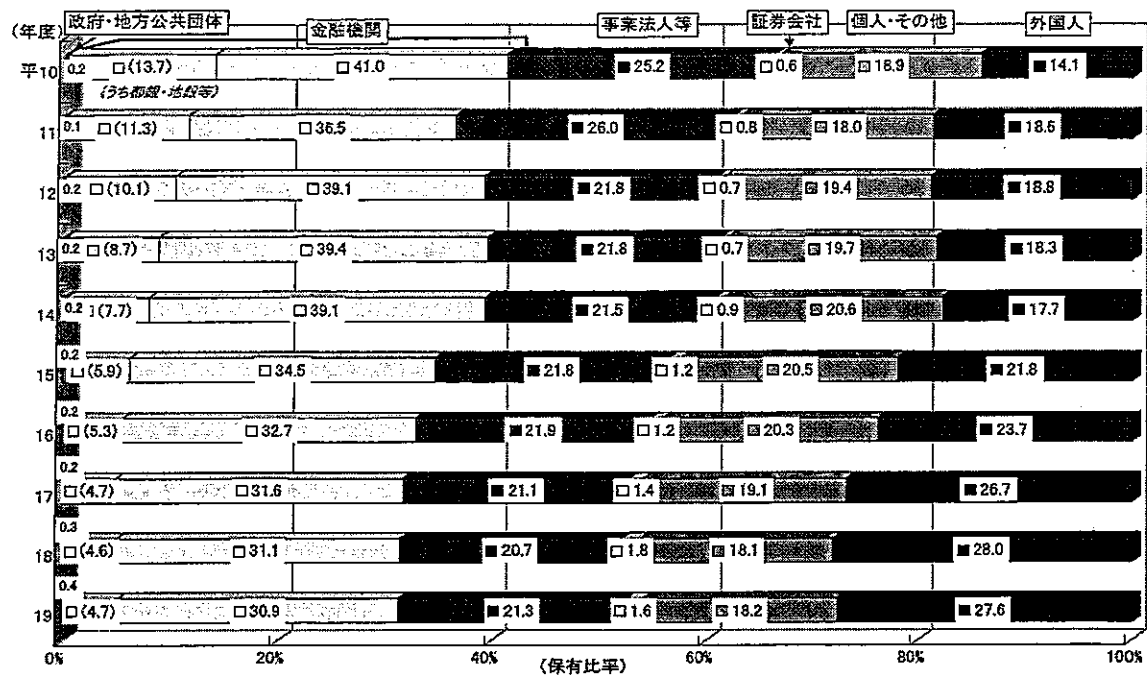
～ 資 料 目 次 ～

資料番号	資 料	ページ
資料1	投資部門別株式保有状況の推移	25
資料2	委託者別株式売買構成比(代金ベース)	
資料3	個人金融資産の比較(日本、アメリカ、ドイツ)	26
資料4	1980年(昭和55年)から毎年100万円ずつ同一金融商品に等金額投資した場合の各年末の資産額	
資料5	公的年金の運用状況	27
資料6	個人金融資産の推移	
資料7	日本における金融資産、株式・株式投資信託保有の状況	28
資料8	世帯主の年齢階級別純貯蓄額(貯蓄現在高－負債現在高)	
資料9	世帯主の年齢別にみた教育関係費の負担	29
資料10	証券会社における大学・大学院向けの講師派遣について	
資料11	利用者の声を把握する取組みの実施について	30
資料12	CSRを重視した具体的な取組みの実施状況等	
資料13	個人株主数の推移	31
資料14	株主総会での議決権行使の方針	
資料15	平成21年3月期決算会社の定時株主総会開催日の集計結果	32
資料16	確定拠出年金制度の概要	
資料17	日米家計の金融資産分布格差の相違	33
資料18	日本版ISAの概要(案)①	
	日本版ISAの概要(案)②	34
資料19	イギリスのチャイルド・トラスト・ファンドの概要	

(資料1)投資部門別株式保有状況の推移

表Ⅴ 最近10年間の投資部門別株式保有比率推移

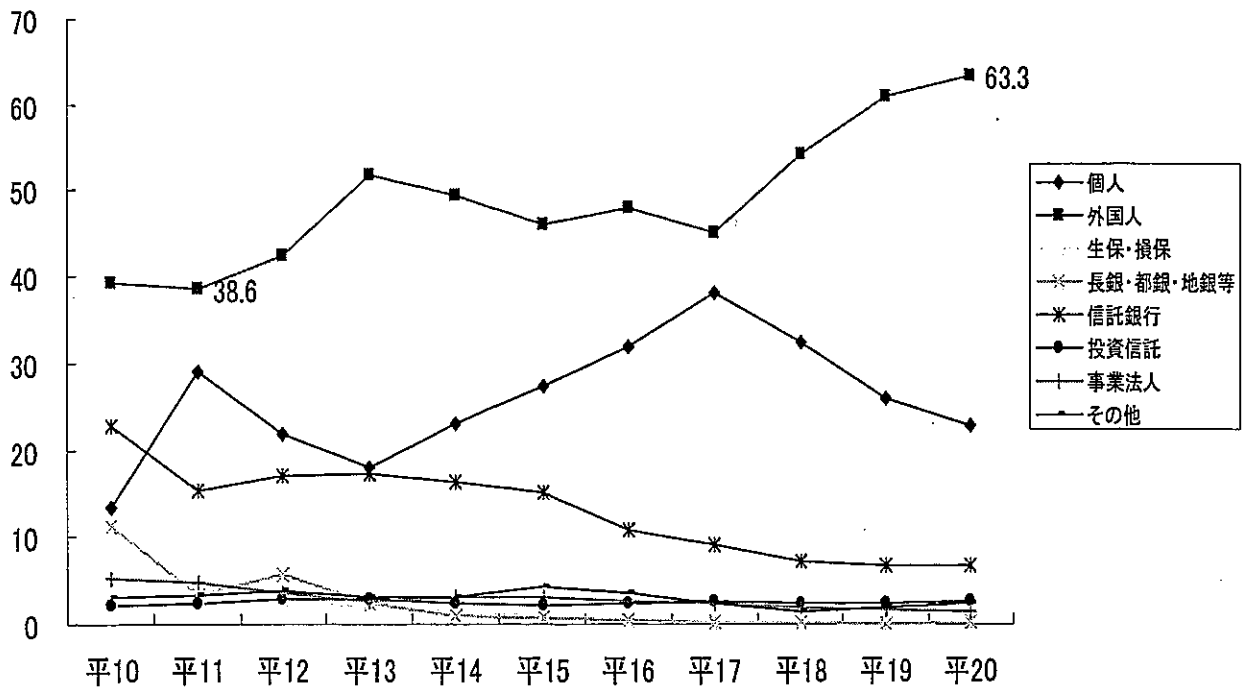
(単位: %)



(出所)東京証券取引所HP 平成19年度株式分布状況調査の調査結果について

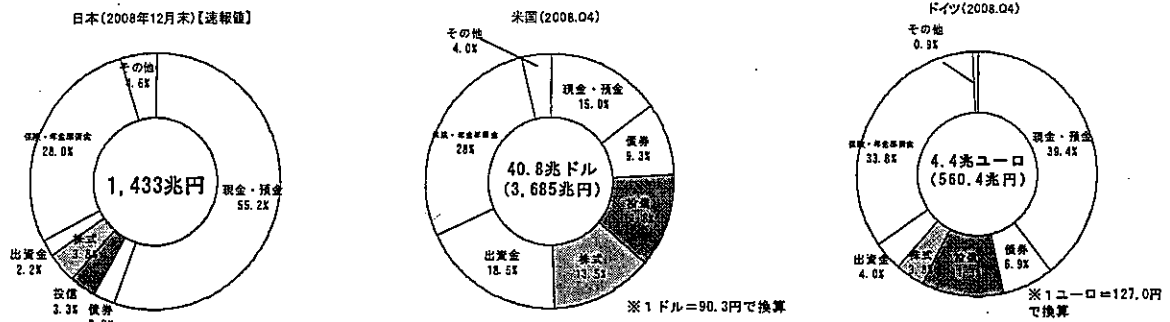
(資料2)委託者別株式売買構成比(代金ベース)

(%)

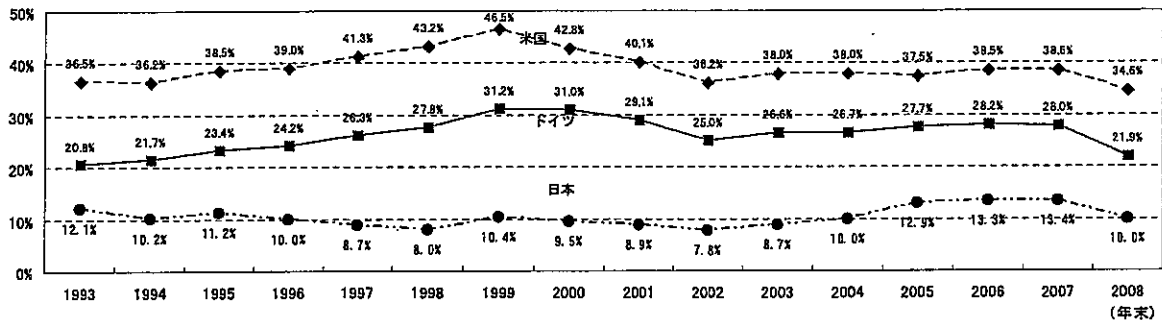


出所:東証要覧より日本証券業協会作成

(資料3) 個人金融資産の比較(日本、アメリカ、ドイツ)



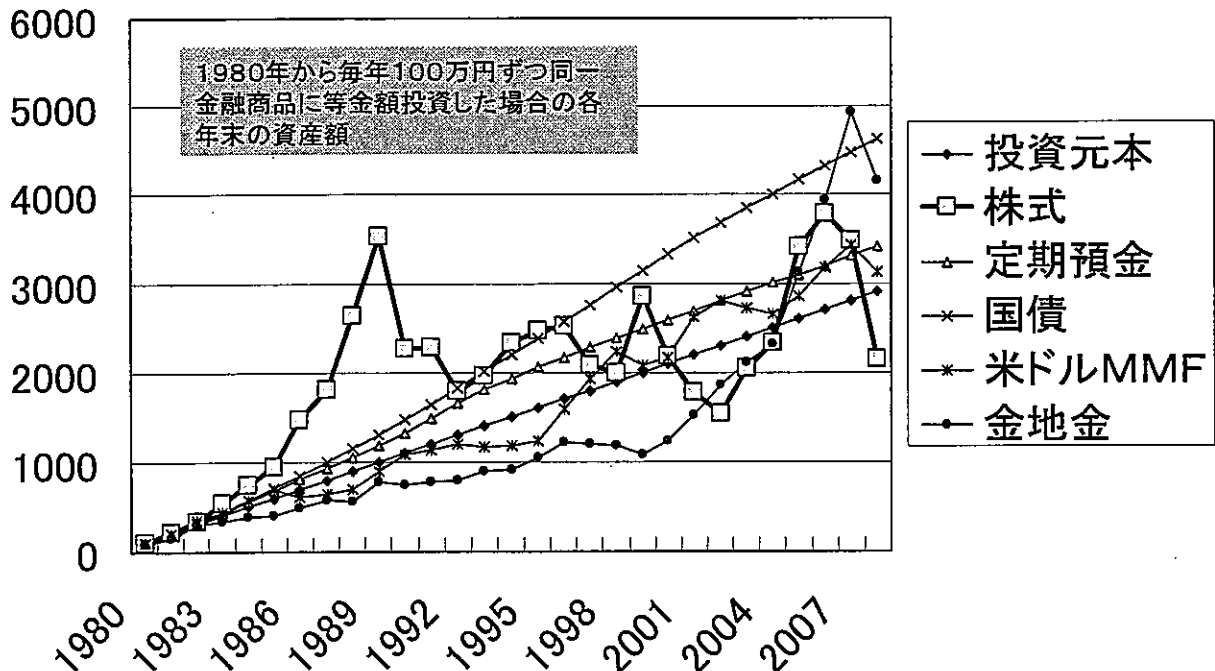
(参考) 家計金融資産において株式、投資信託及び債券が占める割合



(出所) 日本:『資金運用統計』日本銀行、米国『Flow of Funds Accounts of the United States』(FRB)、ドイツ『Financial Accounts for Germany』(Deutsche Bundesbank)

(資料4) 1980年(昭和55年)から毎年100万円ずつ 同一金融商品に等金額投資した場合の各年末の資産額

(万円)

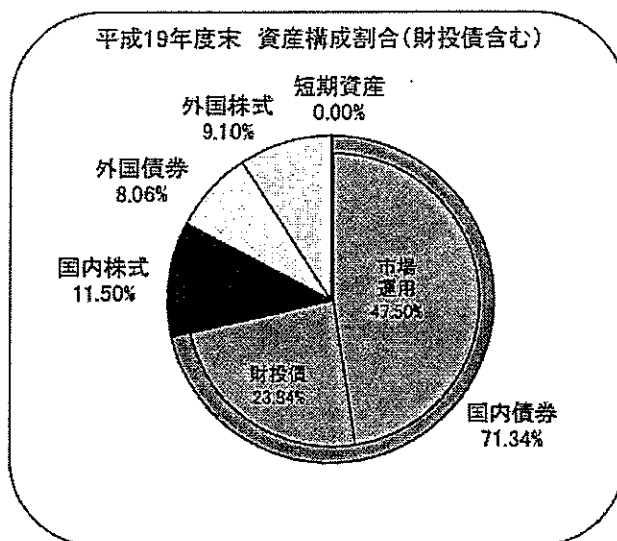


(出所) 第6回金合プレゼンター 日本経済新聞社ヴェリタス編集部 編集委員 前田昌孝氏作成資料

(資料5) 公的年金の運用状況

平成19年度末 (平成20年3月末)

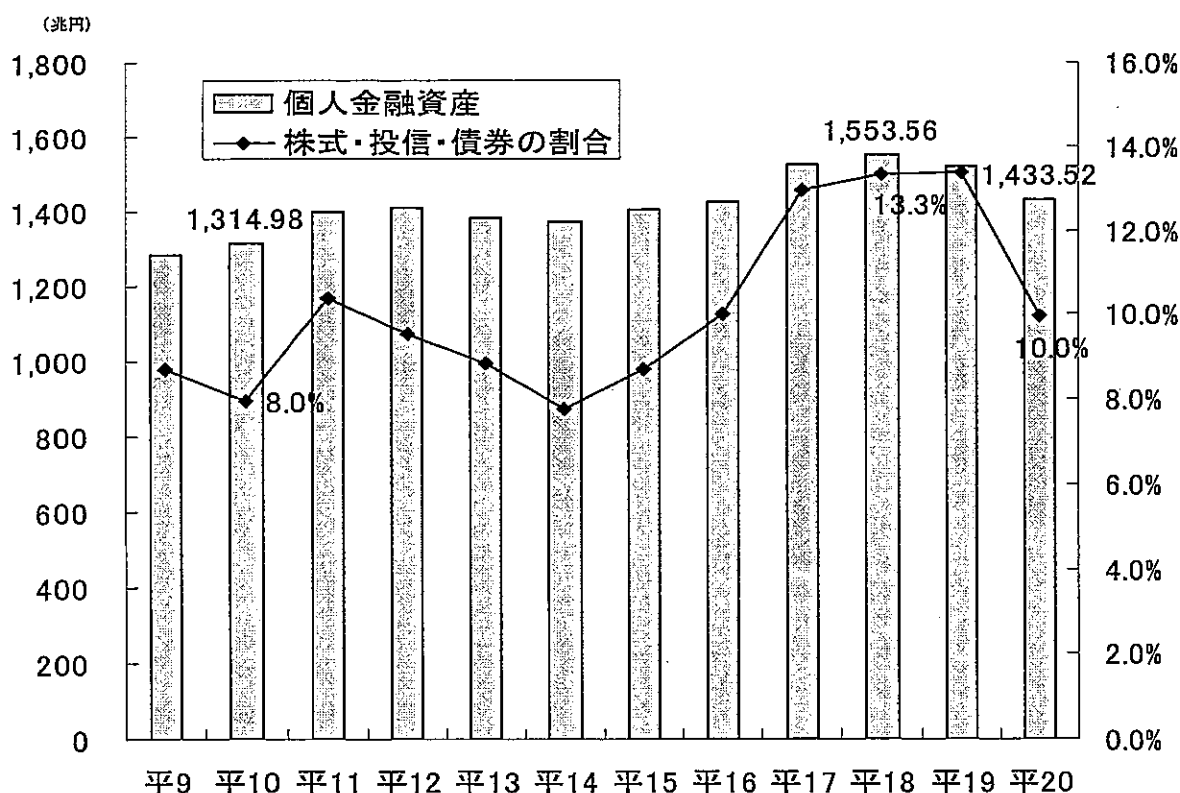
	時価総額 (億円)	構成割合
国内債券	855,237	71.34%
市場運用	569,443	47.50%
財投債 (簿価)	285,794	23.84%
財投債 (時価)	(291,842)	-
国内株式	137,923	11.50%
外国債券	96,641	8.06%
外国株式	109,057	9.10%
短期資産	9	0.00%
合 計	1,198,868	100.00%



- (注1) 四捨五入のため、各数値の合算は合計と必ずしも一致しない。
(注2) 時価総額欄の金額は未収収益及び未払費用を考慮した額である。
(注3) 財投債の簿価欄は償却原価法による簿価に、未収収益を含めた額である。

(出所)厚生労働省 平成19年度年金積立金運用報告書

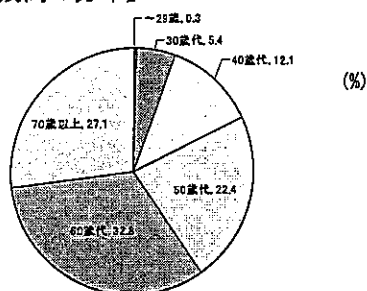
(資料6) 個人金融資産の推移



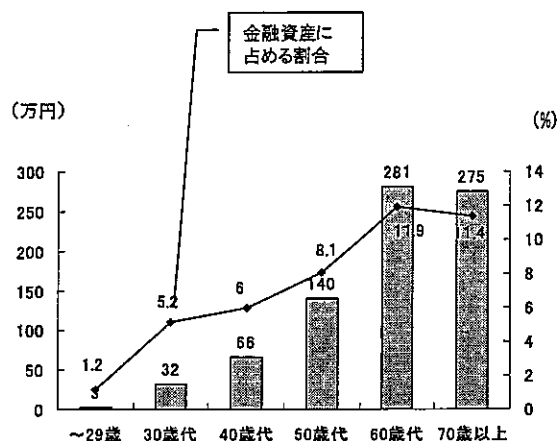
(出所) 日本銀行 資金循環統計より日本証券業協会作成

(資料7) 日本における金融資産、株式・株式投資信託保有の状況

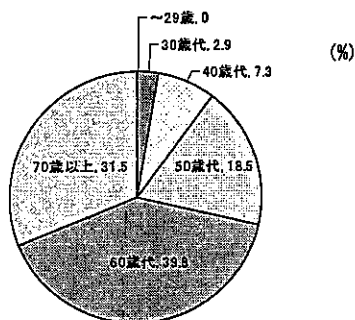
【金融資産残高の分布】



【株式、株式投資信託の保有残高と金融資産に占める割合】

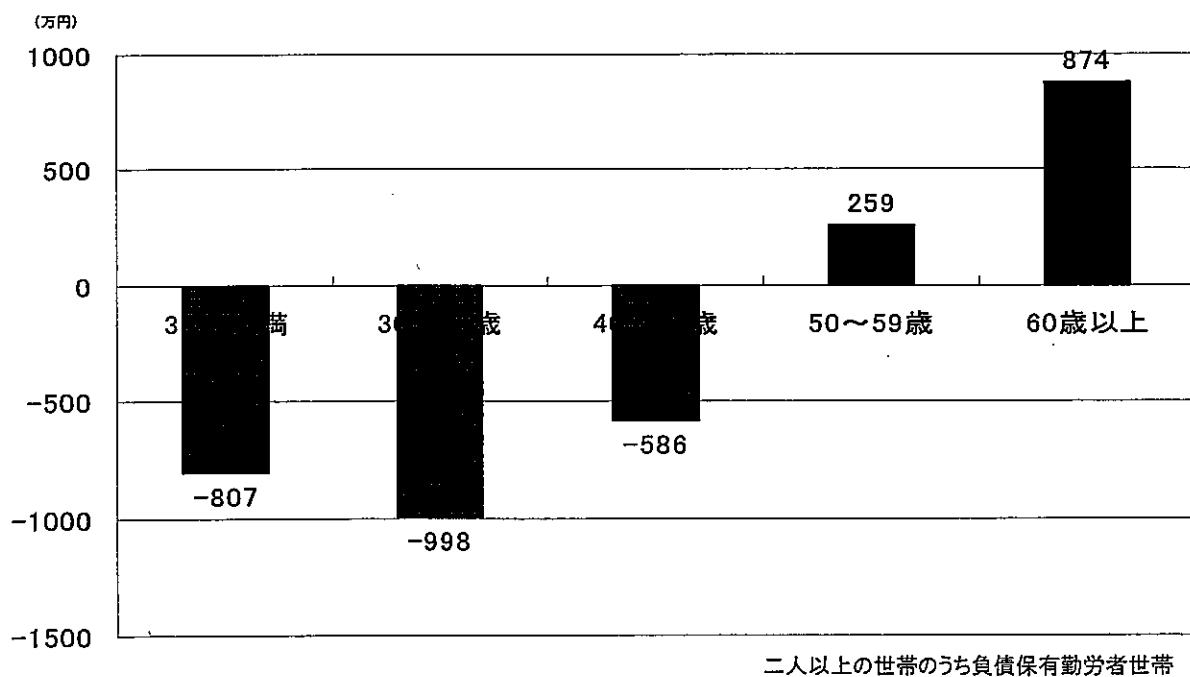


【株式、株式投資信託の保有残高の分布】



(出所) 総務省 家計調査2007年度末

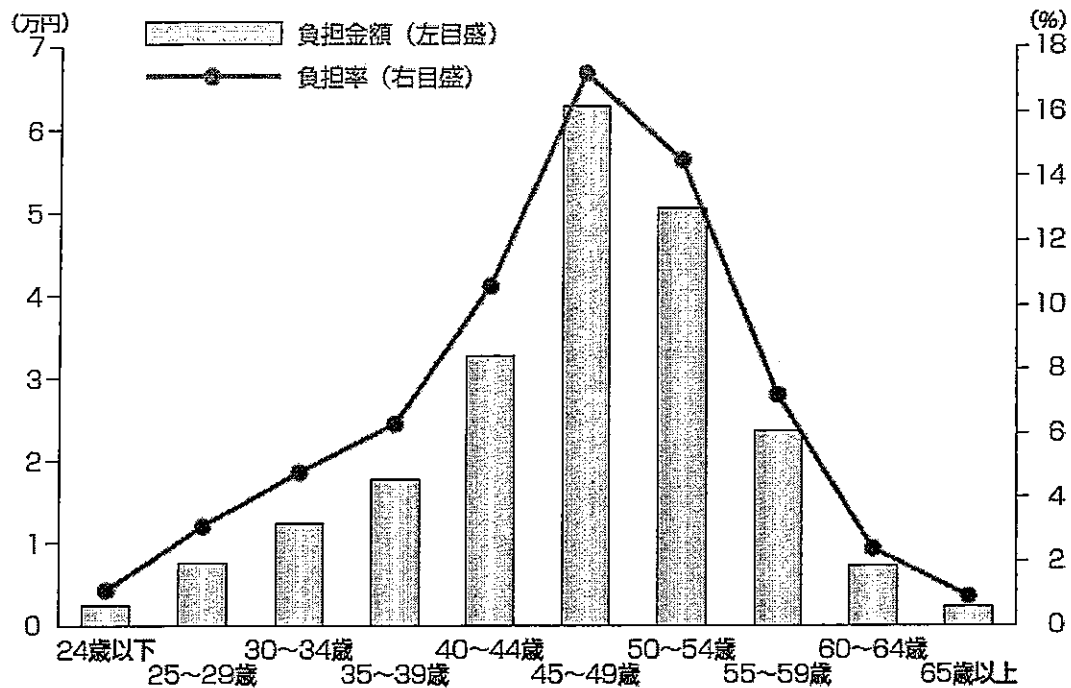
(資料8) 世帯主の年齢階級別純貯蓄額(貯蓄現在高－負債現在高)



(出所) 総務省 家計調査「平成19年 貯蓄・負債の概況」

(資料9)世帯主の年齢別にみた教育関係費の負担

【年平均1カ月の支出】



(出所) 金融広報中央委員会「暮らしと金融なんでもデータ」(平成19年)

(資料10)証券会社における大学・大学院向けの講師派遣について

「講師派遣」が可能な証券会社

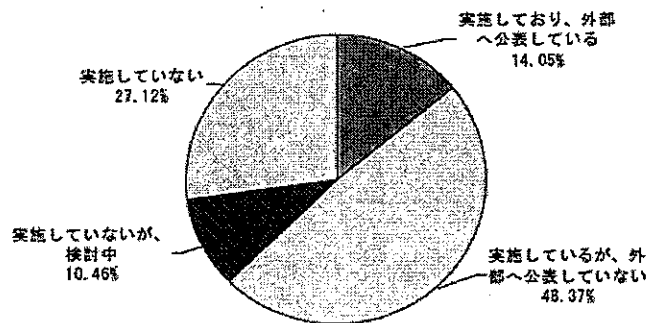
証券会社名	担当部署	電話番号	メールアドレス
アイディーオー証券株式会社	総務経理部 総務人事課	03-5623-5109	h.yamaki@ido-sec.co.jp
阿波証券株式会社	営業推進部	088-625-4800	eigyousuishin@pawa.co.jp
ジェイボンド証券株式会社	総務部	03-5549-4145	info@jbond.co.jp
シティバンク証券株式会社	コーポレート・アフェアーズ	03-5223-8699	
ジョインベスト証券株式会社	企画部	03-5460-2005	ken.kawamura@joinvest.jp
竹松証券株式会社	総務部	076-262-3111	info@takematsu.jp
ディー・ブレイン証券株式会社	総務部	03-5645-8808	kobayashi@d-brain.co.jp
東海東京証券株式会社	人材開発部 研修室	03-3566-8630	as_kenshuu@tokaitokyo.co.jp
西村証券株式会社	総務グループ	075-221-9383	soumu@nishimura-sec.co.jp
日興コーディアル証券株式会社	日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 投資教育研究所事務局	03-5644-1600	webmaster@nrc.nikko.co.jp
野村証券株式会社	大学事務局 (野村証券投資情報部内)		daigaku-jimu@jp.nomura.com
ファンドネット証券株式会社	社長室	03-5847-4555	e-takeda@fundnetsec.co.jp

※お申し込みにつきましては、直接、証券会社にご連絡ください。
また、実施の時期及び内容等により、証券会社側でお引き受けできない場合があります。

(出所) 日本証券業協会 証券教育広報センター<http://www.skkc.jp/index.html>

(資料11) 利用者の声を把握する取組みの実施について

利用者の声を把握する取組みの実施状況	会員数(社)	比率
利用者の声を把握する取組みを実施している	191	62.42%
外部へ公表している	43	14.05%
外部へ公表していない	148	48.37%
利用者の声を把握する取組みを実施していない	115	37.58%
検討中である	32	10.46%
実施していない	83	27.12%
対象会員数	306	100%



(出所) 日本証券業協会 顧客満足度(CS)向上に向けた取組み状況に関する調査(平成19年度)

(資料12) CSRを重視した具体的な取組みの実施状況等

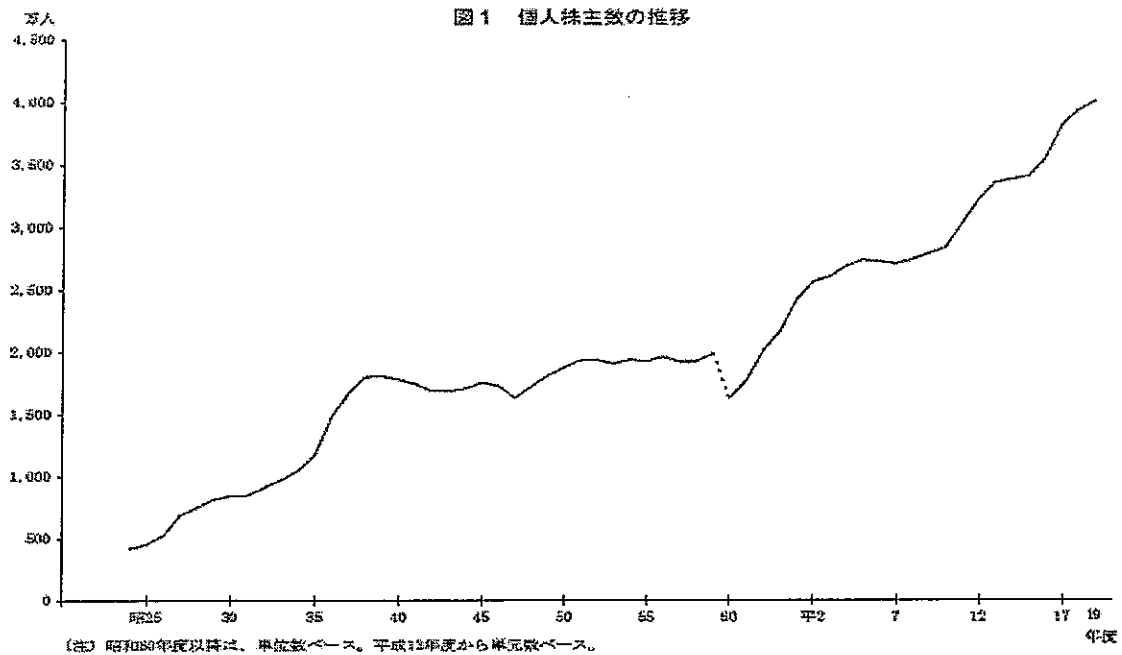
		(a) アンケートを実施した金融機関	(b) 回答金融機関	回答率 (b/a) %	(c) CSRを重視した取組みを行っている	実施率 (c/b) %	(d) 特に環境に留意した取組みを行っている	実施率 (d/b) %
預金取扱金融機関	今回	663	645	97.3	658	86.5	488	75.7
	前回	670	663	99.0	518	78.1	-	-
主要行等	今回	11	11	100.0	11	100.0	11	100.0
	前回	11	11	100.0	11	100.0	-	-
地域銀行	今回	108	108	100.0	108	100.0	108	100.0
	前回	111	111	100.0	109	98.2	-	-
信金・信組・労金	今回	458	458	100.0	386	84.3	325	71.0
	前回	483	481	99.6	361	75.1	-	-
その他銀行	今回	86	68	79.1	53	77.9	44	64.7
	前回	65	60	92.3	37	61.7	-	-
保険会社	今回	93	92	98.9	73	79.3	61	66.3
	前回	81	81	100.0	64	79.0	-	-
証券会社等	今回	643	606	94.2	336	55.4	259	42.7
	前回	483	473	97.9	228	48.2	-	-
証券会社	今回	310	276	89.0	170	61.6	139	50.4
	前回	283	274	96.8	131	47.8	-	-
投信・投資顧問	今回	250	247	98.8	132	53.4	97	39.3
	前回	166	165	99.4	82	49.7	-	-
金先業者	今回	83	83	100.0	34	41.0	23	27.7
	前回	34	34	100.0	15	44.1	-	-
小計	今回	1,399	1,343	96.0	967	72.0	808	60.2
	前回	1,234	1,217	98.6	810	66.6	-	-
貸金業者		3,253	1,414	43.5	310	21.9	226	16.0
合計		4,652	2,757	59.3	1,277	46.3	1,034	37.5

(注1) 「前回」の数字は18年3月公表の前回調査の値。(以下の表においても同じ。)

(注2) 主要行等: 都市銀行、住友信託銀行、中央三井トラス・ホールディングス、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
 その他銀行: 信託銀行(主要行等以外)、外国銀行、ゆうちょ銀行等
 地域銀行: 地方銀行、第二地方銀行
 信金・信組・労金: 信金庫、信組、労働金庫
 保険会社: 保険会社、外国保険会社等
 証券会社: 証券会社、外国証券会社
 投信・投資顧問: 投資信託委託業者、投資顧問業者
 金先業者: 金先物取引業者
 貸金業者: 日本貸金業協会加盟の貸金業者 ※ 原則、回答先の協会に即して分類。

(出所) 金融庁HP 金融機関のCSR実施調査結果の概要

(資料13)個人株主数の推移



(出所)東京証券取引所HP 平成19年度株式分布状況調査の調査結果について

(資料14)株主総会での議決権行使の方針

	選択肢	今回調査の回答比率(%)	08年5月調査の回答比率(%)
1	保有する全企業で議決権を行使する予定	23.1	20.8
2	保有する企業の一部で議決権を行使する予定	14.3	18.1
3	保有する全企業で議決権を行使しない予定	31.5	29.0
4	未定	31.1	32.1

(注)質問は「今後開催される株主総会での議決権行使について、あなたのお考えに最もあてはまるもの」として、選択肢より1つを選択する形式。

調査対象:株式投資経験のある個人投資家モニター約11,800人を対象に、モニターの登録メールアドレスへアンケートを送信。

回答数:1,000件(1,000件回収時点で締め切り。)

(出所)野村證券 金融経済研究所 投資調査部 ノムラ個人投資家サーベイ(2009年5月)

(資料15)平成21年3月期決算会社の定時株主総会開催日の集計結果

株主総会 開催予定日	平成21年3月期						平成20年3月期					
	曜日	市場第一部	市場第二部	マザーズ	合計	構成比	曜日	市場第一部	市場第二部	マザーズ	合計	構成比
5月30日	土	-	-	-	-	-	土	-	-	-	-	-
5月31日	日	-	-	-	-	-	日	-	-	-	-	-
6月1日	月	-	-	-	-	-	月	-	-	-	-	-
6月2日	火	1	-	-	1	0.1%	火	-	-	-	-	-
6月3日	水	-	-	-	-	0.0%	水	-	-	-	-	-
6月4日	木	-	-	-	-	0.0%	木	1	-	-	1	0.1%
6月5日	金	-	-	-	-	0.0%	金	-	-	-	-	0.0%
6月6日	土	-	-	-	-	0.0%	土	-	-	-	-	0.0%
6月7日	日	-	-	-	-	0.0%	日	-	-	-	-	0.0%
6月8日	月	-	-	-	-	0.0%	月	-	-	-	-	0.0%
6月9日	火	1	-	-	1	0.1%	火	-	-	-	-	0.0%
6月10日	水	1	-	-	1	0.1%	水	3 (1)	-	-	3	0.2%
6月11日	木	2 (1)	-	-	2	0.2%	木	-	-	-	-	0.0%
6月12日	金	3	-	-	3	0.4%	金	2	-	-	2	0.2%
6月13日	土	-	-	-	-	0.0%	土	6	-	-	6	0.6%
6月14日	日	-	-	-	-	0.0%	日	2	-	-	2	0.2%
6月15日	月	1	-	-	1	0.1%	月	1	-	-	1	0.1%
6月16日	火	7 (1)	1 (1)	-	8	0.4%	火	7 (1)	-	-	7	0.4%
6月17日	水	18 (1)	1	4 (1)	23	1.3%	水	20 (2)	6 (4)	5 (1)	31	1.7%
6月18日	木	24 (2)	8 (4)	3	35	2.0%	木	32 (1)	6	4	42	2.3%
6月19日	金	70	14 (1)	5	89	5.0%	金	82	23 (1)	4	109	6.0%
6月20日	土	113	1	3	117	6.6%	土	20	1	1	22	1.2%
6月21日	日	113	1	4	118	6.7%	日	3	-	-	3	0.4%
6月22日	月	13	-	-	13	0.7%	月	20	-	-	20	1.1%
6月23日	火	112	28	15	155	8.7%	火	123	31	11	165	9.1%
6月24日	水	146	29	10	185	10.4%	水	149	33	19	201	11.1%
6月25日	木	219	58	15	292	16.4%	木	274	58	15	347	19.4%
6月26日	金	681	181	14	876	49.5%	金	671	186	12	869	48.1%
6月27日	土	8	-	-	8	0.4%	土	4	-	-	4	0.4%
6月28日	日	4	-	-	4	0.2%	日	1	-	-	1	0.1%
6月29日	月	27	13	2	42	2.4%	月	-	-	-	-	-
6月30日	火	-	-	-	-	0.0%	火	-	-	-	-	-
合 計		1,258 (5)	339 (8)	81 (1)	1,778	100.0%		1,377 (5)	349 (8)	80 (1)	1,806	100.0%

※ カッコ内の数値は、3月31日以外を決算日とする会社（3月15日、3月20日又は3月25日）の数を示す（内数）。
 ※ 平成21年3月期の集計対象会社数は、本年3月31日現在の東証上場内国会社（1,786社）から6月5日までに上場廃止が決定された会社（8社）および事業年度末日の差による集計誤差のため本年6月に定時株主総会を開催しない会社（1社）を除き、4月1日以後に新規上場した会社のうち6月中に定時株主総会の開催を予定している会社（1社）を加算した数である。

（出所）東京証券取引所HP

(資料16)確定拠出年金制度の概要

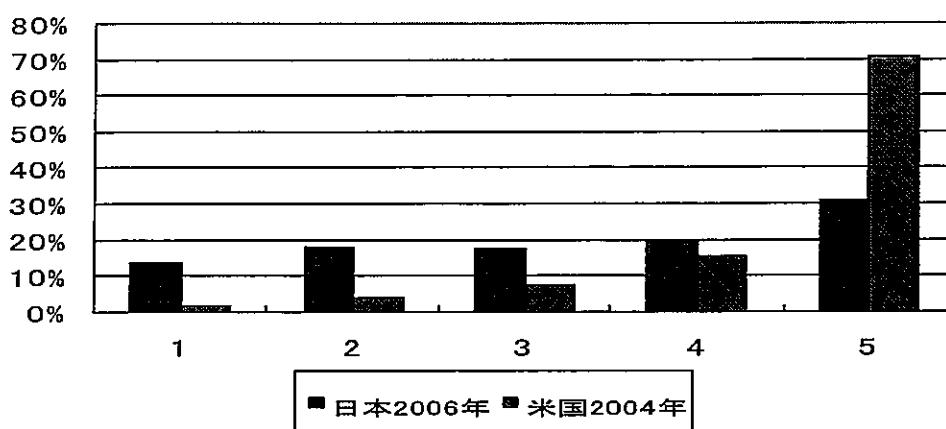
	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金
実施主体	企業型年金規約の承認を受けた企業	国民年金基金連合会
加入できる者	実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者） ※60歳未満であること	自営業者等（農業者年金の被保険者の方、国民年金の保険料を免除されている方を除く）（国民年金第1号被保険者） 企業型年金加入者、厚生年金基金等の加入員等の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者） ※60歳未満であること
引出可能年齢	60歳～	60歳～
掛金の拠出	企業が拠出（従業員は拠出できない）	加入者個人が拠出（企業は拠出できない）
拠出限度額	厚生年金基金等（いわゆる3階部分）の確定給付型の年金を実施していない場合 4.6万円（月額）⇒5.1万円※ 厚生年金基金等（いわゆる3階部分）の確定給付型の年金を実施している場合 2.3万円（月額）⇒2.55万円※	自営業者等 6.8万円（月額） 企業型年金や厚生年金基金等（いわゆる3階部分）の確定給付型の年金を実施していない場合 1.8万円（月額）⇒2.3万円※
運用商品	預貯金、有価証券（株式、投資信託、公社債）、保険商品等	
税制		
拠出時	非課税 （企業が拠出した掛金額は、全額損金算入）	非課税 （加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除）
運用時	非課税 （年金資産には、特別法人税が課税（現在、凍結中））	
給付時	年金として受給：公的年金等控除 一時金として受給：退職所得控除	

※ 平成21年度 政府・与党税制改正大綱における改正案

（出所）厚生労働省HPより日本証券業協会作成

(資料17) 日米家計の金融資産分布格差の相違

所得層別(5分位) 日米家計の
保有金融資産シェア



所得水準下位20%(1)から上位20%(5)までの5分位

データ: 日本総務省家計調査、米国 FRBサーベイ

所得上位10%の家計の金融資産全体に占めるシェア
日本18.2%、米国58.1%

(出所) 第3回学会プレゼンター 財団法人国際通貨研究所 チーフエコノミスト 竹中正治氏作成資料

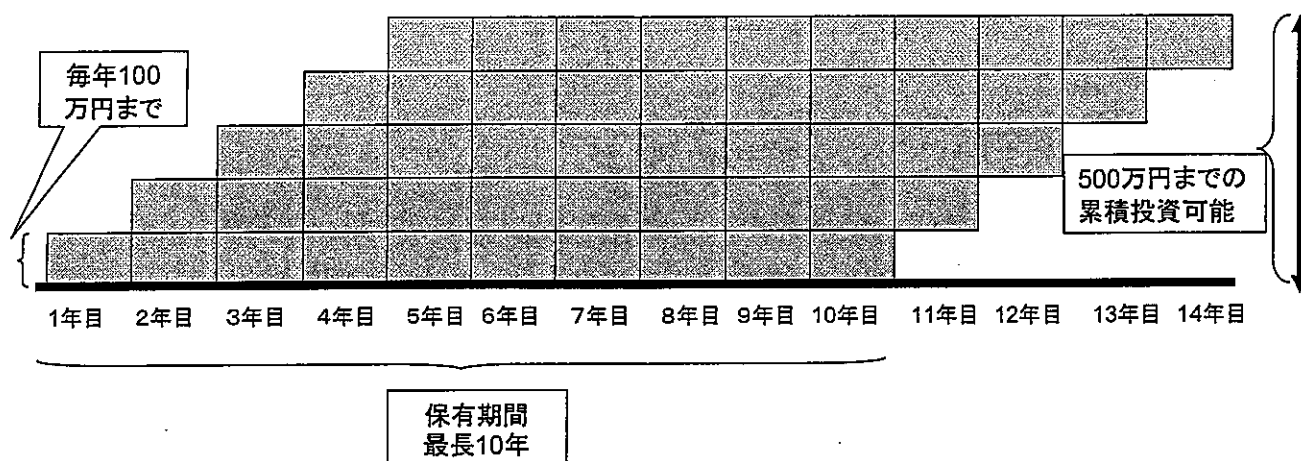
(資料18) 日本版ISAの概要(案)①

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 500万円(100万円×5年間)
4. 保有期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
7. 開設者 : 居住者等
8. 年齢制限 : 20歳以上
9. 導入時期 : 上場株式等の配当、譲渡益に対する20%税率の適用開始時

(出所) 日本証券業協会作成

(資料18)日本版ISAの概要(案)②

年間投資額:上限100万円 口座開設数:最大5口座 保有期間:最長10年



- 毎年の新規投資額は100万円を限度とし、非課税口座は5口座(1年間に1口座)まで開設可能。
- 保有期間中(最長10年)の配当及び譲渡益は非課税。
- 途中売却は自由。ただし、売却部分の枠は再利用不可。

(出所)日本証券業協会作成

(資料19)イギリスのチャイルド・トラスト・ファンドの概要

種類	・「ステークホルダー口座」(Stakeholder accounts) ・「株式投資口座」(Accounts that invest in shares) ・「預金口座」(Savings accounts)
利用者の資格	・2002年9月1日以降に誕生したイギリス居住の子供 ・子供が16歳になるまでは両親または担当者が口座資産を運用し、16歳になると子供自身で運用可能となる。18歳になると口座は終了
補助金	・口座開設時と7歳の誕生日に、それぞれ政府から250ポンド(所得が一定額以下の世帯に対しては、500ポンド)の補助金(バウチャー)を支給
投資限度額	・両親、家族等は年間1,200ポンドまで拠出可能
税制の恩典	・利子、配当、収益分配金、譲渡益は非課税かつ申告不要
引き出し	・子供が18歳になった時にのみ可能。子供が末期疾患時を除き、引き出しは不可 ・18歳以降の引き出し時の資金使途は制限なし

(出所)日本証券業協会作成